

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：青森県政記者会、東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和6年1月23日

国土交通省 東北運輸局

弘南鉄道株式会社に対し改善の指示を行いました

令和5年8月6日に発生した弘南鉄道大鰐線における列車脱線事故及びその後に確認されたレール摩耗による運転見合わせを踏まえ、同年12月13日から15日まで東北運輸局は保安監査を実施しました。

その結果、軌道の管理等において改善を要する以下の事項が認められたことから、本日、当該事業者に対し改善措置を講じるよう指示しました。

《改善を要する事項》（概要）

- ・レール摩耗検査の適否判定が適切に行われていない
- ・レール遊間検査の結果に基づく必要な整備が行われていない
- ・列車動揺検査及び線路巡視を冬期間行っていない
- ・軌道の定期検査を許容期間内に実施していない
- ・軌道変位検査の結果に基づく必要な整備・再測定結果の記録が行われていない
- ・建築限界を支障したプラットフォームについて必要な整備を行っていない
- ・施設の保守管理を確実にを行うための教育・訓練の実施

（添付資料）保安監査の結果について(写)

《問い合わせ先》

東北運輸局 鉄道部 鉄道安全監査官

担当：及川、磯沼

TEL：022-380-1002

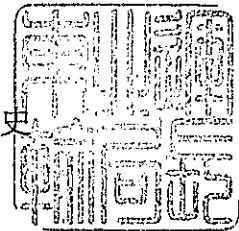


(添付)

東鉄監第49号
東鉄技第179号
東鉄安第151号
令和6年1月23日

弘南鉄道株式会社
代表取締役社長 成田 敏 殿

国土交通省
東北運輸局長 石谷 俊史



保安監査の結果について

貴社においては、令和5年8月6日に大鰐線大鰐駅から宿川原駅間において列車脱線事故を発生させた。

原因は運輸安全委員会で調査中であるが、事故後に貴社が軌道状態を確認する中でレール摩耗量が交換基準に達していたことが確認された。

これを受け、貴社に対し令和5年12月13日、14日及び15日に保安監査を実施したところ、下記1. から4. のとおり改善を要する事項が認められたことから、改善措置を講ずるよう指示する。

改善措置を講ずるにあたっては、当該事項に係る業務の実施計画、実施方法、実施状況、管理方法等の妥当性について検証する等により、背後要因を含め当該事項が発生した原因を究明したうえで、再発防止に必要な改善策を策定するとともに法令等の遵守について関係者に徹底すること。

なお、講じた措置については、令和6年2月22日までに報告されたい。

記

1. 軌道施設実施基準第10条に規定する軌道の定期検査について、以下の(1)から(5)の事実を確認した。

- (1) 一部区間におけるレール摩耗の検査について、レール摩耗測定器を使用することなく目視のみで実施していたため、レール交換基準に達していたにもかかわらず、適合と誤った判定をしていたこと、また、同測定器を用いていた箇所では同実施基準第6条に基づく軌道整備心得第63条に規定するレールの摩耗が限度値に達していたにもかかわらず、必要な補修を実施していなかったこと。
- (2) レール遊間の検査について、同心得第34条に規定する1遊間が15mmを超過した箇所又は無遊間が3ヶ所以上連続した箇所が複数あったにもかかわらず、必要な補修を実施していなかったこと。

- (3) 列車動揺検査について、「月1回実施するものとする。」とされているにもかかわらず、令和4年1月及び2月、同年12月から令和5年2月まで実施していなかったこと。
- (4) 軌道の変位、レール遊間及び分岐器のレール摩耗の検査について、許容期間内に検査を実施していなかったこと。
- (5) 同実施基準第14条に規定する軌道の整備基準値に達した箇所を再測定した結果や修繕した結果について、同実施基準第13条に記録、保管するものとされているにもかかわらず、一部を記録していなかったこと。

よって、上記(1)から(5)について、実施基準等に基づく検査等が適切に実施されるよう改善を図ること。また、軌道の維持管理体制を見直すこと。

2. 土木施設実施基準第9条に規定する施設の定期検査のうち、プラットホームの検査について、以下の(1)及び(2)の事実を確認した。

- (1) 曲線に沿うプラットホームに対する建築限界について、軌道施設実施基準第23条に規定する建築限界を支障していたこと。(弘前東高前駅、弘前学院大前駅、千年駅、義塾高校前駅、石川駅及び鯖石駅)
- (2)(1)のほか、軌道施設実施基準第23条に規定する建築限界を支障していたこと。(津軽尾上駅及び平賀駅)

よって、上記(1)及び(2)について、プラットホームが建築限界を支障しないよう、速やかに必要な措置を講ずること。また、実施基準等に基づく施設の保守管理が適切に実施されるよう改善を図ること。

3. 軌道施設実施基準第8条に基づく軌道整備心得第4条に規定する線路巡視について、「本線路は毎週少なくとも1回巡視しなければならない。」とされているにもかかわらず、令和4年12月から令和5年2月まで実施していなかったことを確認した。

よって、線路巡視について、実施基準等に基づく巡視が適切に実施されるよう改善を図ること。

4. 上記のとおり、施設の保守管理において複数の改善を要する事項を確認した。

また、施設の保守管理を行う工務区の係員の経験が浅いこと、現場の責任者が不在となっていたこと、さらに本社には保線関係の専門的知見を有した職員が在籍していなかったことから、施設の保守管理体制が脆弱であることを確認した。

よって、施設の保守管理を確実に実施するため、管理者及び施設係員に対し必要な教育及び訓練を実施するとともに、社内の保守管理体制を強化すること。なお、今後、管理者及び施設係員に対する教育及び訓練の実施にあたっては、管理者及び施設係員の経験及び知悉度に応じて内容の見直しを図るとともに、外部組織が主催する研修や会議への参加及び専門機関等の積極的な活用を検討すること。

この指示に従わず、安全管理体制の改善が確認できない場合や、再び違反行為があった場合には、以下のとおり、事業の改善を命ずる場合がある。

(1) 事業改善命令を行使し得る根拠となる法令の条項（行政手続法第35条第2項第1号）

鉄道事業法第23条

(2) 上記の条項に規定する要件（行政手続法第35条第2項第2号）

鉄道事業法第23条の鉄道事業者の事業について、輸送の安全その他公共の利益を阻害している事実があると認められること。

(3) 当該権限の行使が上記の要件に適合する理由（行政手続法第35条第2項第3号）

輸送の安全その他公共の利益を阻害している事実が確認され、鉄道事業法第23条第1項第3号及び第6号で定める措置を講ずる必要があるため。

以上

